

◆◆バイク・自転車等駐車場使用契約書〔共通〕

契 約 要 目 表													
1	所 在 地		沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番31号										
2	契 約 種 別		☐ 個人契約 ・ ☐ 法人契約		4 振込先								
3	使 用 料 金	☐	原付・小型 (幅 750mm)	金 1,650 円(うち、消費税等 金 150 円を含む。消費税率 10%)	<table border="1"> <tr> <td>銀行名・支店</td> <td>琉球銀行・本店営業部</td> </tr> <tr> <td>預 金 種 類</td> <td>普通預金</td> </tr> <tr> <td>☐ 座 番 号</td> <td>4 5 0 8 8 8</td> </tr> <tr> <td>☐ 座 名 義</td> <td>那覇新都心株式会社</td> </tr> </table>	銀行名・支店	琉球銀行・本店営業部	預 金 種 類	普通預金	☐ 座 番 号	4 5 0 8 8 8	☐ 座 名 義	那覇新都心株式会社
		銀行名・支店	琉球銀行・本店営業部										
		預 金 種 類	普通預金										
		☐ 座 番 号	4 5 0 8 8 8										
☐ 座 名 義	那覇新都心株式会社												
☐	中型・大型 (幅 980mm)	金 2,200 円(うち、消費税等 金 200 円を含む。消費税率 10%)											
☐	自 転 車 (幅 400mm)	金 1,100 円(うち、消費税等 金 100 円を含む。消費税率 10%)											

賃 貸 人 (甲)				
住 所 法 人 名 代 表 者 名	沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番31号 那覇新都心株式会社 代表取締役社長 村井 一元 印 (登録番号：T 3360001001611)			
賃 借 人 (乙)				
住 所	〒			
契 約 者 名	(登録番号：T) 印	電話番号 (携帯番号)	()	
☐ 個人契約	勤 務 先 名	電話番号	()	
☐ 法人契約	使用者氏名	電話番号	()	
駐 車 車 両	種 別	☐ 原付・小型 ・ ☐ 中型・大型 ・ ☐ 自転車		
	メーカー・車種			
	車両ナンバー (防犯登録番号)			

※ ☐は、該当する項目を選択。 ※電話番号は緊急時使用のため、携帯番号を記載下さい。

※ バイクは車両ナンバー、自転車は防犯登録番号がある際は、防犯登録番号を記載下さい。

令和 年 月 日

上記につき賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、下記記載条項を双方承諾の上、本契約を締結する。また、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙互いに各1通を保有する。

(R05.10.01 版)

契約番号		駐車場所	(R 年度)
契約番号		駐車場所	(R 年度)
契約番号		駐車場所	(R 年度)
契約番号		駐車場所	(R 年度)
契約番号		駐車場所	(R 年度)

第1条(使用期間)

使用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月 31 日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申し入れがない場合、本契約は同一条件で12ヶ月間延長するものとし、以後同様とする。

第2条(期間内解約)

甲が本契約を契約期間中に解約するときは、解約日を月の末日とし、その1ヶ月前までに書面にて乙に通知しなければならない。

2. 乙が本契約を契約期間中に解約するときは、契約要目表2番記載の契約種別に応じて、以下のように規定する。

(1) 法人契約のとき乙は、解約日を月の末日とし、その1ヶ月前までに書面にて甲に通知しなければならない。

但し、乙はその予告に代えて、使用料金の1ヶ月分相当額を支払い、即時解約することができる。

(2) 個人契約のとき乙は、解約日の2週間前までに書面にて甲に通知しなければならない。但し、乙はその予告に代えて、使用料金の1ヶ月分相当額を支払い、即時解約することができる。

第3条(使用料金)

本駐車場の1ヶ月の使用料金は、駐車車両を、「原付・小型」、「中型・大型」、「自転車」に分類し、それぞれ契約要目表3番記載の金額とする。なお契約期間中、税法の改正により、消費税等の税率が変動したときは、改正以降の消費税等については、変動後の税率により計算する。

2. 使用料金は、月額とし、1ヶ月未満の期間の使用についても日割計算を行わない。

第4条(敷金)

本駐車場使用契約には敷金を要さない。

第5条(支払方法)

乙の使用料金の支払方法は、契約要目表2番記載の契約種別により、次項及び第3項にてそれぞれ定める。

2. 法人契約のとき乙は、毎月末日までに翌月分の使用料金を契約要目表9番記載の銀行口座へ振込むものとする。

但し契約開始日の属する月分の使用料金については、本契約締結日までに同口座に振込む。なお、振込みに要す費用は全て乙の負担とする。

3. 個人契約のとき乙は、翌月分の使用料金を乙指定の口座から口座振替(毎月27日振替、27日が金融機関の営業日でないときは、次の営業日に振替。)にて支払うものとする。但し契約開始日の属する月分の使用料金及び口座振替が開始されるまでの月分の使用料金については、本契約締結日までに現金にて支払う。

4. 毎月の使用料金に対する請求書及び領収書は、原則として発行しない。

第6条(使用料金の改定)

甲は、物価の変動、経済情勢の変化、公租公課等諸般の事情を考慮し、契約書を更新することなく契約要目表記載の使用料金を改定できる。この場合、甲は改定日の1ヶ月前までに乙に通知しなければならない。

第7条(債務延滞賠償金)

乙が使用料金の支払いを延滞したときは、甲は、延滞金額に対して年利14.6%の割合による損害金を乙に請求することができる。但し、乙は、当該損害金の支払いにより第13条に定める甲の契約解除権の行使を免れるものではない。

第8条(使用方法)

乙は本駐車場が管理人の常駐しない無人駐車場であることに留意し、車両の保管(車両に残置された物品及び積載物の保管を含む。)、移動及び駐停車に関して、自己の責任においてこれを行う。

2. 乙は原則として契約書記載以外の車両で、駐車場を使用しないものとする。但し、やむを得ず臨時に使用する場合は、乙の責任において使用するものとする。

3. 乙は甲の指定する範囲(賃貸範囲)に限り駐車場として使用することができる。

第9条(禁止事項)

乙は次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

(1) 本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、担保に供する行為。

(2) 本駐車場に工作物等の物件を設置する等、現状に変更を加える行為。

(3) 本駐車場に物品を放置する行為。

(4) 法令その他により危険物と指定されている物品を持ち込む行為。

(5) その他近隣の迷惑となる行為。

第10条(賠償義務)

乙又は乙の代理人、使用人、同乗者その他乙の関係人が、本駐車場の施設及び他の車両に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告し、乙の責任と負担においてその損害を賠償しなければならない。

第11条(駐車場の保全)

甲は、本駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等のため必要あるときは、乙の本駐車場の使用を一時的に停止し、又は車両の移動を求めることができる。この場合乙は速やかにその指示に従わなければならない。

第12条(甲の免責事項)

甲は直接又は間接を問わず、次の各号の一に該当する事由によって生じた車両の滅失、毀損、汚損、出場遅延等その他の損害又は使用者の死傷その他の損害については、賠償しないものとする。

- (1)天災地変その他の不可抗力によって生じた浸水等その他の事故。
- (2)政治的又は社会的な騒じょう、強盗、窃盗、器物損壊等その他の犯罪によるもの。
- (3)車両、その積載物又は取付物の管理不十分から生じる事故。
- (4)その他、衝突、接触等駐車場内で発生する事故等。
- (5)前条により本駐車場の使用ができなかったことに起因する損害。

第13条(契約の解除)

乙が次の各号の一に該当した場合は、甲は催告をせずに直ちに本契約を解除できる。

- (1)使用料金の支払いを2ヶ月以上延滞した場合。
- (2)本駐車場施設又は付帯設備を故意又は過失により毀損させたとき。
- (3)本契約又はこれに付随して締結した契約の各条の一に違反したとき。
- (4)解散又は破産・民事再生・会社更生等の申立てがあったとき。
- (5)乙が甲又は他の利用者の、共同の利益に反する行為を行い本駐車場内の秩序を乱したとき。
- (6)その他乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7)法人契約の乙又は個人契約の乙の勤務先が那覇新都心メディアビルの賃貸借契約を解約等により終了したとき。
- (8)個人契約の乙が、那覇新都心メディアビル入居企業を退職したとき。

第14条(駐車許可書)

甲は、本契約の締結と同時に駐車許可書を乙に交付し、乙は本許可書を車両の見える箇所に表示する。

第15条(明渡し義務)

本契約期間の満了、契約解除その他の事由により本契約が終了した場合は、乙は駐車場所を明け渡さなければならない。また、乙は移転料その他名目の如何を問わず甲に対し金品等一切の請求をしないものとする。

2. 乙が本契約終了後も本駐車場の占有を継続した場合は、甲は乙の車両及び一切の所持品を搬出できる。この場合、搬出並びに保管に要した費用は乙の負担とする。
3. 前項の場合、乙は甲に対し占有を伴う利益を喪失した日の翌日から明渡し完了にいたる迄の使用料金相当額の倍額を支払うものとする。
4. 乙が1ヶ月以上車両を引き取らない場合は、車両の所有権を放棄したものとみなし、甲はその車両を任意に処分できるものとし、乙はそれについて一切異議を申し立てない。また、その代金から甲が現に蒙った損害金を控除し、その残額を乙に返還する。
5. 前項同様明け渡し期日を過ぎても、本駐車場に乙所有の動産類が残されている場合は、甲は任意に当該動産類を処分できる。

第16条(駐車場所の変更)

甲は、本駐車場の運営のため、必要と判断するときは、乙の駐車場所を変更することができる。

第17条(各種届出義務)

乙の住所等本契約書記載の事項に変更が生じた場合は、乙は直ちに甲に届け出なければならない。

第18条(管轄裁判所)

本契約に関し甲乙間で紛争が生じたときは、那覇簡易裁判所又は那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条(規定外事項)

本契約書の解釈、又は本契約書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意を持って協議する。

以上